



令和2年2月7日

令和2年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案	1
II その他の提出予定議案	5

《条例案等の内訳》

区分	令和2年度関係	令和元年度関係	計
条例の制定	2件	—	2件
条例の廃止	1件	—	1件
条例の改正	16件	10件	26件
工事請負契約の締結	—	1件	1件
特定事業契約の変更	—	2件	2件
市町負担金	1件	2件	3件
その他	4件	1件	5件
計	24件	16件	40件
(参考) 予算関係	当初予算 22件	2月補正予算 15件	37件
合計	46件	31件	77件

神奈川県

I 主な条例案

＜令和2年度関係＞

【条例の制定等】

○ 神奈川県気候変動対策基金条例（資料1参照）

企業庁の水力発電による電気料金収入のうち、環境価値分の相当額を気候変動対策の推進に必要な資金として積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[環境農政局環境部環境計画課長 電話 045-210-4050]

○ 県営住宅関係2議案（資料2参照）

県営住宅の建替え及び維持管理を計画的に進めるため、建替えで生じた余剰地売却収入等を積み立てる基金を設置するとともに、県営住宅全体の事業収支を一元管理するため、一般会計で実施している建替え事業を特別会計に移行するなど、関係条例の制定及び改正を行う。

《条例の制定》

① 神奈川県県営住宅事業基金条例

《条例の改正》

② 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

① [国土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

② [総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料3参照）

児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の減員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

神奈川県気候変動対策基金条例案の概要

1 目的

県、企業庁及び東京電力エナジーパートナー株式会社の3者は、令和元年12月27日に基本合意書を締結し、企業庁の水力発電による電気料金収入のうち、環境価値分を県の環境施策に活用することとした。

このため、電気事業会計から一般会計に繰り出された環境価値分の相当額を気候変動対策の推進に必要な資金として積み立てるため、基金を設置する。

2 令和2年度活用額

(1) 気候変動対策推進費:1,284万円

気候変動に関する学習教材を作成して学校教育の場で活用するほか、セミナーを開催するなど、県民や事業者等の関心や理解を深めるための普及啓発を実施する。

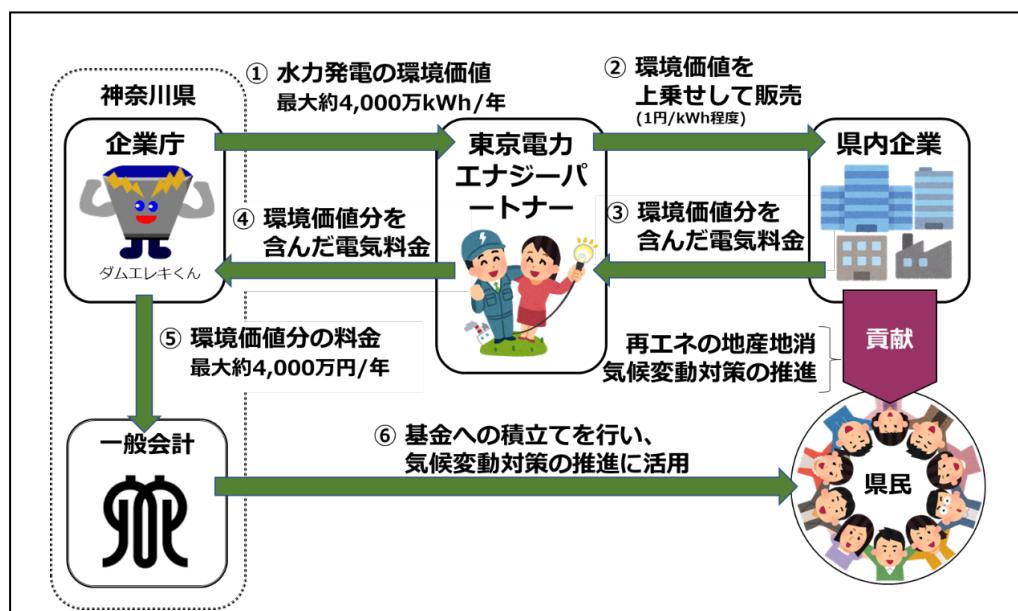
(2) 太陽光発電等の普及啓発に活用:1,102万円

「かながわスマートエネルギー計画」で掲げる再生可能エネルギー等の導入加速化に向け、太陽光発電等の普及啓発を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

(参考)事業スキーム



問合せ先

1、2(1)、3

環境農政局環境部環境計画課長 塚本 電話 045-210-4050

2(2)

産業労働局産業部エネルギー課長 武川 電話 045-210-4101

事業スキーム

企業局利水電気部発電課長

尾崎 電話 045-210-7290

資料2

県営住宅関係2議案の概要

1 目 的

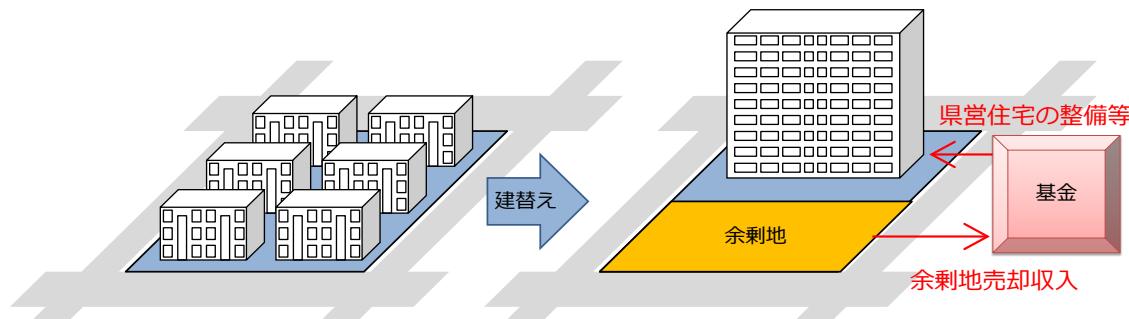
県営住宅は、建設後概ね50年が経過し、建替えの時期を迎える住宅が急増することから、建替え及び維持管理を計画的に進めるため、県営住宅事業基金条例を制定するとともに、特別会計の設置に関する条例を改正する。

2 内 容

(1) 県営住宅事業基金条例の制定

県営住宅の建替えで生じた余剰地売却収入等を積み立て、翌年度以降の整備及び管理の財源として、複数年度で有効活用するための基金を設置する。

(基金の活用イメージ)



(2) 特別会計の設置に関する条例の一部改正

現在、県営住宅は、一般会計で建替え事業を、県営住宅管理事業会計（特別会計）で維持修繕・管理運営事業を行っているが、県営住宅全体の事業収支を一元管理するため、建替え事業を特別会計に移行するとともに、名称を県営住宅事業会計に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

問合せ先

1、2(1)、3

県土整備局建築住宅部公共住宅課長 天野 電話 045-210-6533

2(2)

総務局財政部財政課長

黒岩 電話 045-210-2250

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目 的

児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の減員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内 容

条例名	区分	改 正 (令和2年度) A	現 行 (令和元年度) B	差引増減 A-B
神奈川県職員定数条例	知 事	7,521人	7,422人	99人
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0
	議 会	76	76	0
	選 举 管 理 委 員 会	5	5	0
	監 察 委 員	41	41	0
	人 事 委 員 会	33	33	0
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	751	772	△ 21
	教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	12,099	12,257
		そ の 他 の 職 員	1,094	1,113
		小 計	13,193	13,370
	労 働 委 員 会	21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0
	合 计	22,645	22,744	△ 99
市町村立学校職員定数条例	小 学 校	9,388	9,351	37
	中 学 校	5,453	5,456	△ 3
	特 别 支 援 学 校	183	173	10
	高等學校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0
	合 计	15,043	14,999	44
神奈川県地方警察職員定数条例	警 察 官	警 視	393	393
		警 部	926	926
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438
		巡 査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,946
		小 計	15,703	15,703
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,674	1,675	△ 1
	合 计	17,377	17,378	△ 1
	総 計	55,065	55,121	△ 56

3 施行期日

令和2年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事企画担当課長 岡田 電話 045-285-0820

Ⅱ その他の提出予定議案

＜令和2年度関係＞

【条例の廃止】

○ 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例

食品衛生法の一部改正等により、魚介類行商等が法による許可又は届出業種となつたことに伴い、条例の廃止等を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること等を防止するため、第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等の事務を横須賀市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることを規定するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

災害発生時における早期の復旧を図るため、事業所に発電設備等を設置する場合の許可申請手続について特例措置を定めるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部大気水質課長 電話 045-210-4120]

○ 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例

宮ヶ瀬湖集団施設地区のグラススライダーについて、利用料金の上限額を定めるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局緑政部自然環境保全課長 電話 045-210-4301]

○ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の一部を改正する条例

子どもが現在から将来にわたり、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもへの支援を定めるなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども企画担当課長 電話 045-210-4661]

○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の資格要件に係る特例を延長するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

- 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例
津久井やまゆり園再生基本構想に基づく新たな津久井やまゆり園の整備に合わせ、仮居住先となっている施設の名称を芹が谷やまゆり園とするなど、所要の改正を行う。
[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]
- 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴い、動物愛護監視員を動物愛護管理監視員と名称変更するなど、所要の改正を行う。
[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]
- 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を浄化槽保守点検業者の登録要件に追加するなど、所要の改正を行う。
[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]
- 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例
水道法施行規則の一部を改正する省令の施行等を踏まえ、小規模貯水槽水道の水槽の清掃の頻度を改めるなど、所要の改正を行う。
[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]
- 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例
食品衛生法の一部改正等に伴い、営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を削除するなど、所要の改正を行う。
[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]
- 神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例
駐車場の利用者ニーズに対応するため、日をまたぐ利用料金を定めるなど、所要の改正を行う。
[産業労働局労働部雇用労政課長 電話 045-210-5730]

【市町負担金】

- 建設事業等に対する市町負担金
県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。
[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]
[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]
[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 相模原市と町田市の境界変更関係 2 議案

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界を流れる境川の改修に伴い生じた飛び地を解消するため、両市の境界を変更する。また、当該変更に伴い、変更区域内にある財産の取扱いを定めるため、財産処分に関し、東京都と協議を行う。

① 神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について

② 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可について

県が指示した第三期中期目標（令和2年度から令和6年度まで）を達成するため、神奈川県立病院機構が策定した中期計画について認可する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

<令和元年度関係>

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2 第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定N P O 法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部N P O 協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員給与等の改正を行うもの 3 議案

人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。

① 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

② 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の施行により、住宅の省エネ性能の評価方法にモデル住宅を用いた簡易な評価方法が追加されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の規定を整備するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る高圧ガス容器検査又は再検査の手数料を設定するため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局防災部工業保安課長 電話 045-210-3470]

○ 神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、自転車通行帯に関する規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

○ 神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

運転免許センター敷地内に設置する駐車場の使用料の徴収等について、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線211]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
緑警察署新築工事（建築） 請負契約	横浜市緑区中山町93番地の1	小俣組・キクシマ特定建設工事共同企業体	12億2,647万4,700円

[警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線2261]

【特定事業契約の変更】

物価変動による改定等に伴い、特定事業契約（P F I）を変更する。

名 称	契約者	契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
① 体育センター等 特定事業契約	神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社	222億8,793万9,056円	221億7,927万2,808円	物価変動による改定及びLAN配線等の追加
② 自動車運転免許 試験場整備等事業 特定事業契約	神奈川DLCパートナーズ株式会社	197億6,630万6,643円	196億9,963万4,479円	物価変動による改定

① [教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

② [警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線211]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]